溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、1048（数平均分子量が1,000以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、1051（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、1079（ブタン－１，４－ジオール・α－ヒドロ－ω－ヒドロキシポリ（オキシブタン－１，４－ジイル）・テレフタル酸重縮合物（数平均分子量が1,000以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）に限る。）、1090（数平均分子量が1,000以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、1143（数平均分子量が1,000以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、1241（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、1830（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、1841（数平均分子量が1,000以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、1857（数平均分子量が1,000以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）及び1890（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）並びに⑺－2251（数平均分子量が1,000以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、⑺－2333（数平均分子量が1,000以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、⑺－2347から⑺－2350まで、⑺－2352から⑺－2357まで、⑺－2365から⑺－2369まで、⑺－2371、⑺－2372、⑺－2374、⑺－2378、⑺－2379、⑺－2382から⑺－2384まで、⑺－2387から⑺－2400まで、⑺－2402から⑺－2404まで、⑺－2406から⑺－2411まで、⑺－2414から⑺－2429まで、⑺－2431、⑺－2432、⑺－2434から⑺－2437まで、⑺－2439から⑺－2441まで、⑺－2443、⑺－2444、⑺－2447、⑺－2448、⑺－2450から⑺－2457まで、⑺－2459、⑺－2461から⑺－2464まで、⑺－2466、⑺－2467、⑺－2472から⑺－2475まで、⑺－2477から⑺－2487まで、⑺－2489から⑺－2496まで、⑺－2498、⑺－2499、⑺－2502から⑺－2505まで、⑺－2508、⑺－2509、⑺－2511から⑺－2517まで、⑺－2520、⑺－2521、⑺－2523、⑺－2525から⑺－2528まで、⑺－2536から⑺－2539まで、⑺－2550から⑺－2552まで、⑺－2554、⑺－2555、⑺－2557、⑺－2558、⑺－2561から⑺－2567まで、⑺－2569から⑺－2571まで、⑺－2574から⑺－2578まで、⑺－2581から⑺－2584まで、⑺－2586から⑺－2595まで、⑺－2600から⑺－2603まで、⑺－2612から⑺－2619まで、⑺－2621、⑺－2622、⑺－2624、⑺－2625、⑺－2627から⑺－2629まで、⑺－2632から⑺－2634まで、⑺－2636、⑺－2640から⑺－2644まで、⑺－2647、⑺－2649、⑺－2650、⑺－2654、⑺－2657から⑺－2659まで、⑺－2661、⑺－2664、⑺－2670、⑺－2671、⑺－2675、⑺－2676、⑺－2679、⑺－2680、⑺－2682から⑺－2685まで、⑺－2687、⑺－2688、⑺－2691から⑺－2698まで、⑺－2705から⑺－2714まで、⑺－2717から⑺－2719まで、⑺－2722から⑺－2725まで、⑺－2727から⑺－2733まで、⑺－2736から⑺－2739まで、⑺－2744、⑺－2745、⑺－2747から⑺－2749まで、⑺－2753、⑺－2754、⑺－2756、⑺－2757、⑺－2759から⑺－2761まで、⑺－2765から⑺－2768まで、⑺－2770、⑺－2771、⑺－2777から⑺－2782まで、⑺－2788、⑺－2789、⑺－2793、⑺－2794、⑺－2797から⑺－2808まで、⑺－2810から⑺－2814まで、⑺－2818、⑺－2819、⑺－2824から⑺－2829まで、⑺－2831、⑺－2832、⑺－2835、⑺－2838から⑺－2841まで、⑺－2845から⑺－2851まで、⑺－2853から⑺－2858まで、⑺－2863から⑺－2865まで、⑺－2867から⑺－2870まで、⑺－2872から⑺－2883まで、⑺－2886から⑺－2890まで、⑺－2893から⑺－2897まで、⑺－2899から⑺－2906まで、⑺－2908から⑺－2911まで、⑺－2914から⑺－2920まで、⑺－2928から⑺－2933まで、⑺－2935から⑺－2948まで、⑺－2950から⑺－2959まで、⑺－2965から⑺－2972まで、⑺－2974から⑺－2982まで、⑺－2984から⑺－2995まで、⑺－3007から⑺－3016まで、⑺－3018から⑺－3032まで、⑺－3035から⑺－3037まで、⑺－3039、⑺－3041から⑺－3061まで、⑺－3063から⑺－3065まで、⑺－3068から⑺－3075まで、⑺－3077から⑺－3083まで、⑺－3086から⑺－3088まで、⑺－3090から⑺－3106まで、⑺－3108、⑺－3109、⑺－3112から⑺－3135まで、⑺－3137から⑺－3144まで、⑺－3149から⑺－3151まで、⑺－3153から⑺－3165まで、⑺－3168から⑺－3177まで、⑺－3179から⑺－3197まで、⑺－3199から⑺－3219まで、⑺－3221から⑺－3223まで、⑺－3225から⑺－3238まで、⑺－3241から⑺－3244まで、⑺－3246から⑺－3260まで、⑺－3262から⑺－3272まで、⑺－3274から⑺－3286まで及び⑺－3288から⑺－3304まで

⑻化工でん粉、加工油脂等の有機化合物	「⑻化工でん粉、加工油脂等の有機化合物」の項整理番号３、46から50まで、64、67、73、97から99まで、101、196（（１→４）－β－Ｄ－グルカンのメチル及び２－ヒドロキシプロピルエーテル化物（分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）に限る。）、236、237（カリウム塩及びナトリウム塩に限る。）、513、517、521、522、524、534、535、543、568及び579並びに⑻－668、⑻－675、⑻－676、⑻－678及び⑻－680
⑼医薬等の化合物	「⑼医薬等の化合物」の項整理番号40、77、315、318、417、801、802、811、869、1001、1047、1283、1375、1458、1508、1540（ナトリウム塩に限る。）、1553、1559、1560、1573、1575（カリウム塩に限る。）、1581、1584、1585、1587、1590、1596、1604、1607、1626、1632、1633、1694、1698から1700まで、1702、1703、1705、1706、2235、2243、2282、2423、2458及び2546並びに⑼－2612、⑼－2617及び⑼－2618

○厚生労働省・経済産業省・環境省告示第二号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第十一条の規定に基づき次に名称を掲げる優先評価化学物質の指定を取り消したので、公示する。

平成二十七年三月二十六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久
経済産業大臣　宮沢　洋一
環境大臣　望月　義夫

通し番号	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第11条の規定に基づき指定を取り消した優先評価化学物質の名称	官報整理番号
13	クロロトリチレン（別名塩化ビニル）	⑵－102

○農林水産省告示第七百号

森林国営保険法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十一号）、森林国営保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十七年政令第四十二号）及び森林国営保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令（平成二十七年農林水産省令第十六号）の施行に伴い、並びに独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令（平成二十年政令第百二十八号）の規定に基づき、森林国営保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係告示の整備に関する告示を次のように定め、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月二十六日　農林水産大臣　林　芳正

森林国営保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係告示の整備に関する告示

第一　次に掲げる告示は、廃止する。

一　立木の評価基準（昭和五十四年二月十三日農林水産省告示第百六十五号）

二　平成十七年四月一日農林水産省告示第六百八十一号（森林国営保険法施行規則第五条の規定に基づく森林国営保険の保険料割引計算率を定める件）

第二　平成二十年三月三十一日農林水産省告示第五百二十三号（独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令等の規定に基づき農林水産大臣が別に定める支払方法を定める等の件）の一部を次のように改正する。

第一号中「第三条」を「第五条」に、「第八条」を「第十一条」に改める。

第二号中「第十二条」を「第十五条」に改める。